

手話言語条例と今後の展望 ～兵庫県明石市の取り組みを中心に～

日 時：平成 28 年 8 月 24 日（水）**18：30**～20：30（18：00 受付開始）

場 所：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム 7D

（JR・メトロ・都営 市ヶ谷駅よりすぐ）

※地図をご参照ください。

2013 年 10 月に日本で初めて「手話言語条例」が鳥取県で制定されました。その後、障害者権利条約（2014 年 2 月発効）において、手話は言語に含まれることが明記されました。これを契機に手話を普及し、手話が使え環境の整備が進められています。2016 年 6 月末現在、「手話言語条例」を制定した自治体は 51 に増えています。今後は、「手話言語法（仮称）」や「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定にとともに、ますます聴覚障害者を取り巻く環境は変化していくことが考えられます。

そこで、第 35 回バリアフリー推進勉強会では、聴覚障害者を取り巻く環境変化について、手話言語の確立と要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を同一の条例として、全国に先駆けはじめて制定した兵庫県明石市の取り組みを中心に全日本ろうあ連盟理事の荒井康善さんをお招きしてお話いただきます。

皆さまのご参加をお待ちしております！（入場は無料です）



大阪市こころを結ぶ手話言語条例（2016 年 1 月 18 日施行）



『手話で Go!～手話言語法制定に向けて～』パンフレット

1. プログラム

18:30～18:35（5 分）：開会・講師紹介

18:35～19:45（70 分）：『手話言語条例と今後の展開』

【一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事：荒井康善氏】

19:45～20:30（45 分）：質疑応答・意見交換

20:30 （終了予定）



公益財団法人

交通エコロジー・モビリティ財団

2. 申込方法・定員

○申込方法：

①当財団のホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/>）よりお申し込みください。

トップページより **バリアフリー推進事業** ⇒ **バリアフリー推進ワークショップ** と進んで下さい。

または

②会社、所属、氏名（複数ご参加の場合は全員の氏名）、電話番号、メールアドレス、懇親会（会場は当日お伝えします）への出欠、「受講・参加証明書」の有無をご記入のうえ、下記メールの宛先にお申し込みください。

kenkyu0824@ecomomo.or.jp

○定 員：**40 名**（定員になり次第、締め切ります）※参加には事前申し込みが必要です。

※なお、事前資料配布等の「情報保障」の必要な方は**8月10日（水）まで**にお申し込みください。

3. 会場：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム 7D



○JR『市ヶ谷駅』より徒歩約2分

○東京メトロ南北線・有楽町線『市ヶ谷駅』

・7番出口より徒歩約1分

・4番出口より徒歩約2分

○都営地下鉄新宿線『市ヶ谷駅』

・4番出口より徒歩約2分

4. 次回の開催予定

第36回バリアフリー推進勉強会

○テーマ：未定

○日 時：平成28年9月

※詳細は、後日お知らせします。

○会 場：未定

【開催趣旨】

エコモ財団では、平成25年度から毎月1回程度交通バリアフリーに関するワークショップを開催しています。このワークショップは、移動円滑化に関する新しいテーマや課題について、関心ある方々と情報を共有し、ともに考えることを目的としています。

■■■■お問合せ先■■■■

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部 高橋・中村

〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 KUビル 3F

TEL：03-3221-6673 / FAX：03-3221-6674



公益財団法人

交通エコロジー・モビリティ財団